

京都市告示第 528 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成18年3月8日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
簡易保険支局 北通	左京区松ヶ崎修理式町3番地の2地先から	旧	メートル 82.40	メートル 5.35
	同町12番地の2地先まで	新	82.40	6.00
嵯峨緯118号 線	右京区嵯峨天龍寺中島町10番地の6地先から	旧	18.70	3.10 ~ 3.40
	同区嵯峨天龍寺椎野町1番地地先まで	新	18.70	6.00
桃山経85号線	伏見区桃山町丹後14番地地先から	旧	9.50	13.15 ~ 13.58
	同町142番地地先まで	新	9.50	13.15 ~ 13.25

(建設局道路部道路明示課)